

# 東京都立大田桜台高等学校 いじめ防止基本方針

令和4年4月1日  
校長 決定

## 1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 学校の教育活動全体を通して、「いじめは絶対に許されない」行為であるという意識を生徒一人一人に徹底する。
- (2) すべての教育活動を通じて「いじめを見て見ぬふりしない」ように指導するとともに、いじめ防止に関する生徒による主体的な取組を支援する。
- (3) いじめ問題には、校務分掌組織及び学校いじめ防止対策委員会等を活用して組織的に対応し、未然防止、早期発見及び早期対応に努める。
- (4) 保護者や地域、関係機関と連携し、いじめ問題解決に向けて取り組む。

## 2 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、保護者、地域及び関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

## 3 いじめ防止等のための組織

### (1) 学校いじめ対策委員会

#### ア 設置の目的

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめの未然防止等を組織的に行うことを目的とする。

#### イ 所掌事項

- ① いじめの未然防止のための方策の企画立案及び運営に関すること
- ② いじめの早期発見のための方策の企画立案及び運営に関すること
- ③ いじめを発見した場合に行う対応の企画立案及び運営に関すること
- ④ 重大事態が発生した場合に行う対応の企画立案及び運営に関すること
- ⑤ いじめ防止基本方針の改善に関すること

#### ウ 会議

各期1回開催する。

#### エ 委員構成

- ① 校長を委員長とし、副校長、生活厚生部・進路指導部・各学年からそれぞれ1名、養護教諭、スクールカウンセラー及び校長が必要と認める教職員を委員とする。
- ② 委員会の事務は養護教諭が執る。

## (2) 学校サポートチーム

### ア 設置の目的

学校いじめ対策委員会を支援し、保護者、関係機関等によるサポート体制を確立することにより、いじめ問題への対応の充実を図ることを目的とする。

### イ 所掌事項

- ① 学校いじめ対策委員会の支援に関すること
- ② 関係機関との連携に関すること
- ③ 重大事態が発生した場合の対処への連携・協力に関すること

### ウ 会議

必要に応じて開催する。

### エ 委員構成

- ① 校長を委員長とし、副校長、経営企画室長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー及び学校運営連絡協議会協議員とする。
- ② 委員会の事務は経営企画室長が執る。

## 4 段階に応じた具体的な取組

### (1) 未然防止のための取組

- ア すべての教育活動を通じた道徳教育、人権教育、読書活動及び言語活動の推進等による、いじめを許さない態度や能力の育成
- イ いじめに関する授業等を長期休業後に実施（年3回）
- ウ 校内研修の充実
- エ 学年通信、学級通信等を通じた家庭との緊密な連携・協力

### (2) 早期発見のための取組

- ア 担任による個人面談及びスクールカウンセラーを活用した相談体制の充実
- イ スクールカウンセラーによる第1学年生徒に対する面談
- ウ 学年会、拡大生活指導部会による生徒情報の共有
- エ いじめに関するアンケートの実施（全生徒対象、年3回）

### (3) 早期対応のための取組

- ア いじめられた生徒の安全確保及び保護者との連携
- イ いじめた生徒に対する指導（重大さにより特別指導、懲戒処分を含む）の実施
- ウ いじめ発覚後の速やかな学校いじめ対策委員会への連絡体制の確立
- エ いじめの状況等の詳細な把握と関係機関との連携

### (4) 重大事態への対処

- ア いじめられた生徒の安全確保及び保護者との連携及びいじめた生徒に対する特別指導、懲戒処分
- イ 学校サポートチームへの速やかな報告と連携
- ウ 事実関係の迅速かつ詳細な把握と関係諸機関との連携

5 教職員研修計画

- (1) 校内研修を実施（年3回）

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 桜花会を通じた保護者への情報提供及び保護者との情報交換

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 学校運営連絡協議会、生活厚生部を通じた関係諸機関との連携

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) いじめ防止のための学校の取組について、教育相談体制の認知度及び充実度を指標として学校評価を行う。
- (2) 年度ごとに学校いじめ対策委員会において、基本方針の見直しを行う。

附 則

この規定は、平成26年10月23日から、施行する。

この方針は、平成27年4月1日から、施行する。

この方針は、令和4年4月1日から、施行する。(04大桜台高第388号)